

	鳥取県公報	令和 7 年 8 月 26 日（火） 号外第 8 4 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 条 例 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（40）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3		

公布された条例のあらまし

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

山村振興法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税について定めた規定中引用する山村振興法の条項及び用語を改める等所要の規定の整理を行う。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税） 第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画（<u>以下この条において「特定山村振興計画」という。</u>）に記載された山村振興法第8条第4項第4号に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、<u>特定山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域（同項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。以下この条において同じ。）</u>内において当該特定山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業（<u>同項第2号に規定する地域資源を活用する製造業をいう。第1号において同じ。）</u>又は農林水産物等販売業（<u>山村振興法第8条第2項第3号に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）</u>の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に	（産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税） 第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された<u>同条第4項第4号</u>に掲げる期間（以下この条において「計画期間」という。）に、<u>山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u>

10分の1を乗じて得た率とする。 (1) 地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。） 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円）以上のもの (2) 農林水産物等販売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする<u>ものに限る。</u>） 500万円以上のもの	(1) <u>山村振興法第14条に規定する</u>地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域（<u>山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。</u>次号において同じ。）において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。） 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第4項に規定する中小企業者にあつては1,000万円）以上のもの (2) <u>山村振興法第14条に規定する</u>農林水産物等販売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする<u>事業をいう。</u>） 500万円以上のもの
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。